

### 3-47「第四七章 資本主義的地代の生成」

#### 「第四七章」の抜粋

##### 第一節 緒論

「資本主義的生産様式の理論的表現としての近代的経済学の立場から見れば、地代を取り扱うことの困難は本来どこにあるのか、われわれはこれを明らかにしなければならない。……困難は次の点を論証することにある。すなわち、いろいろな資本のあいだで剰余価値が平均利潤に平均化されたあとで、……すなわちおよそ分配できるいっさいの剰余価値の分配が外観上はすでに行なわれてしまったあとで、そのうえになお、この剰余価値のうちから、土地に投下された資本が地代の形で土地所有者に支払う余分な部分は、いったいどこから出てくるのか、を論証することにある。」(P1003-1004)

「一般に封建時代に近い著述家たちは、地代を剰余価値一般の正常な形態とみなしており、……資本主義的生産様式の立場から見て、どのようにして土地所有は資本が生産して(すなわち直接生産者から搾取して)直接にはすでに取得した剰余価値の一部分を再び資本から取り上げることをなしとげるのか、を探究しようとする問題提起は、彼らにとってはまだ存在しえなかったのである。」(P1005)

「**重農学派**では困難はすでに性質の違ったものである。実際に資本の最初の体系的な通訳として、彼らは剰余価値一般の性質を分析しようとする。この分析は彼らにとっては地代の分析と一致する。地代は、剰余価値が彼らにとって存在する唯一の形態だからである。」(P1005-1006)「重農学派における正しい点は、剰余価値の生産、したがってまた資本の発達は、自然的基礎から見れば、事実上すべて農業労働の生産性にもとづいているということである。」(P1007)

**資本主義的生産の特徴**「資本主義的生産は、社会のますます増大する一部分を直接的生産手段の生産から解放して、彼らをステュアートの言う free hands [手のあいている人] に転化させ、他の部面で利用できるようにする」(P1007)

##### **俗流経済学の特徴**

「ある一定の、すでに過去のものになった発展段階でこそ斬新でもあれば独創的でもあり深遠でもあれば是認もされていたことを、もはやそれが平凡で古くさくてまちがっている時代に、俗流経済学は繰り返しているのもあって、これこそまさに俗流経済学の特徴をなすものである。」(P1008)

「地代の性質についての一つのまちがった見解は次のような事情にもとづいている。すなわち、中世の現物経済から始まって、……地代が生ずるのは農業生産物の価格からではなくその量からであり、つまり社会的関係からではなく土地からである、という外観が生まれる。……生産物地代は、時代遅れの形態である。」(P1010-1011)

##### 第二節 労働地代

「**労働地代**という最も簡単な形態での地代、すなわち、直接生産者が一週間の一部分では事実上または法律上自分のものである労働用具(犁や家畜など)を用いて事実上自分のものである土地を耕作し、一週間の残りの日には領主の農地で領主のために無償で労働するという形態での地代を考察するならば、ここでは事態はまだまったく明瞭であって、地代と剰余価値とはここでは同じものである。利潤ではなく地代が、この場合に不払剰余労働を

表わす形態である。……直接労働者がまだ彼自身の生活手段の生産に必要な生産手段や労働条件の「占有者」であるという形態では、どの形態でも所有関係は同時に直接的支配・隷属関係として現われざるをえず、したがって直接生産者は不自由人として現われざるをえないということである。不自由といっても、それは夫役を伴う農奴制から単なる貢納義務に至るまでだんだん弱まるものでありうる。……ここでは人身的従属関係が必要であり、どんな程度のものであろうと人身的不自由が、そして土地の付属物として土地に縛りつけられていることが、つまり本来の意味での隷農制が、必要なのである。もし、彼らに直接に土地所有者として相対すると同時に主権者として相対するものが、私的土地所有者ではなくて、アジアでのように国家であるならば、地代と租税とは一致する。……国家はここでは最高の領主である。主権はここでは国家的規模で集中された土地所有である。しかし、そのかわりにこの場合には私的土地所有は存在しない。といっても、土地の占有や用益は私的なものも公共的なものも存在するのではあるが。」(P1012-1014)

「夫役義務者または農奴の側で財産の、そして相対的に言えば富の、独立な発展が行なわれうる……或る程度の経済的発展の可能性、……この可能性がここでは与えられているのである。」(P1017-1018)

### 第三節 生産物地代

「労働地代の生産物地代への転化は、経済学的に言えば、地代の本質を少しも変えるものではない。地代の本質は、ここで考察する諸形態にあつては、地代が剰余価値または剰余労働の唯一の支配的な正常な形態だということにある。……生産物地代は、直接生産者のより高い文化状態、つまり彼の労働の、そして社会一般の、より高い発展段階を前提する。……生産者が自分自身のために行なう労働と土地所有者のために行なう労働とは、もはや時間的にも空間的にもすぐわかるようには区分されていない。このような純粋な形での生産物地代は、……やはり現物経済を前提している。すなわち、経済条件の全部または非常に大きな部分はその経済自体で生産され、その経済の総生産物のなかから直接に補填され再生産されるということを前提している。……この形態の地代の場合には、剰余労働を表す生産物地代は、けっして農村家族の全超過労働を汲み尽くすとはかぎらない。……また、この直接生産者が彼自身また他人の労働を直接に搾取するための手段をすでに手に入れているということの可能性がある。……この生産物地代の大きさは、労働条件の再生産、生産手段そのものの再生産をほんとうに危くし、生産の拡張を多かれ少なかれ不可能にし、直接生産者の生活手段を肉体的最低限度まで押し下げるほどになることもありうる。ことに、この形態が、征服者である商業国民、たとえばインドでのイギリス人のようなものに見つけられて利用される場合には、そうである。」(P1018-1021)

### 第四節 貨幣地代

「ここで貨幣地代と言うのは——平均利潤を越える超過分ではない資本主義的生産様式にもとづく産業地代または商業地代と区別してそう言うのは——、生産物地代の単なる形態転化から生ずる地代のことであつて、ちょうど生産物地代そのものが単に労働地代の転化したものでしかなかったようなものである。……今では彼の生産物の一部分は商品に転化させられなければならない、商品として生産されなければならない。そこで、生産様式全体の性格が多かれ少なかれ変えられる。それは、その独立性を失い、社会的関連から分離された存在を失う。今では多かれ少なかれ生産費のなかに貨幣支出がはいって行くその割

合が決定的になる。……しかし、この種の地代の基礎はすでに解消に向かいつつあるとはいえ、この基礎は、まだ、出発点をなす生産物地代の場合と同じままである。直接生産者は相変わらず相続またはその他の伝統による土地の占有者であって、彼はこの自分の最も重要な生産条件の所有者である領主に、余分な強制労働、すなわち不払いの、無等価でなされる労働を、貨幣に転化した剰余生産物の形態で支払わなければならない。……生産物地代の貨幣地代への転化は、商業や都市工業や商品生産一般が、したがってまた貨幣流通が、すでにかかなりの発展をとげていることを前提する。……ヨーロッパの東部では、部分的にはまだわれわれの目の前でこの転化が行なわれているのを見ることができる。」(P1021-1022)

「生産物地代の転化形態としての、またそれに対立するものとしての、貨幣地代は、われわれがこれまで考察してきた種類の地代の、すなわち、剰余価値および生産条件所有者に支払われるべき不払剰余労働の正常な形態としての地代の、最後の形態であると同時にその解消の形態でもある。……もし現実はこの地代のほかに利潤が生ずるとすれば、利潤が地代の制限なのではなく、逆に地代が利潤にとっての制限なのである。……貨幣地代は、——すべての中間形態、たとえば小農民的借地農業者のそれなどを別とすれば——、自由な農民所有への土地の転化か、または資本主義的生産様式の形態、すなわち資本家的借地農業者が支払う地代かに到達せざるをえない。……現物地代の貨幣地代への転化は、さらに、無産の、貨幣で雇われる日雇労働者階級の形成を必然的に伴うだけではなく、これによって先行されさえもする。……土地所有者と現実に労働する耕作者とのあいだに資本家的借地農業者が介在するようになれば、古い農村的生産様式から生じたすべての関係は引き裂かれる。借地農業者は、これらの農耕労働者の現実の指揮者となり、彼らの剰余労働の現実の搾取者となるのであって、他方、土地所有者は、ただこの資本家的借地農業者にたいしてのみ直接関係をもち、しかも単なる貨幣・契約関係をもつのである。それとともに地代の性質もまた変わってくる。しかも、部分的にはすでに以前の諸形態のもとでも見られたようにただ事実的に偶然的に変わるだけではなく、正常的に、その公認された支配的な形態が変わるのである。地代は剰余価値および剰余労働の正常の形態から、この剰余労働のうちの搾取資本家によって利潤の形で取得される部分を超える超過分になり下がる。……つまり、今では、地代は、剰余価値および剰余労働の正常の形態から、農業というこの特殊な生産部面に特有な剰余労働超過分に、つはわち、剰余労働のうちから資本が前もって当然自分に属するものとして要求する部分を超える超過分に、転化したのである。地代に代わって、今では利潤が剰余価値の正常の形態になったのであって、地代は、ただ、剰余価値一般ではなくその一定の分枝である超過利潤が特殊な事情のもとで独立した一形態として認められるだけである。……もはや土地ではなく、まさに資本こそが、今では農村労働をさえも自分と自分の生産性とのもとに直接に包摂してしまったのである。」(P1023-1026、[ホームページ](#)「温故知新」→「マルクス・エンゲルスの大事な発見」→「E、資本主義社会Ⅲ」の16-8を参照。)

「中世には、イタリアでのように都市の例外的な発展によって封建制度が破られていたのではないところでは、どこでも農村は都市を政治的に搾取しているのであるが、他方、都市は、どこでも例外なく、その独占価格やその租税制度やその同職組合制度やその直接的な商人的詐欺やその高利によって農村を経済的に搾取しているのである。」(P1026、[ホー](#)

ムページ「温故知新」→「マルクス・エンゲルスの大事な発見」→「E、資本主義社会Ⅲ」の16-9を参照。）

## 第五節 分益農制と農民的分割地所有

### 分益農制

「地代の本源的な形態から資本主義的な地代への過渡形態と見てよいものは分益農制であって、この場合には経営者(借地農業者)は彼の労働(自分のかまたは他人の)のほかに経営資本の一部分を提供し、土地所有者は土地のほかに経営資本の別の一部分(たとえば家畜)を提供し、生産物は国によって違う一定の割合で借地人と土地所有者とのあいだに分割されるのである。完全な資本主義的経営が行なわれるためには、この場合には一方では借地農業者に十分な資本が欠けている。他方ではこの場合に土地所有者が得る分け前は地代の純粋な形態をもっていない。……一方では、借地人は自分の労働だけを充用するにせよ他人の労働をも充用するにせよ、労働者としての資格ではなく、労働用具の一部分の所有者としての資格、自分自身の資本家としての資格で、生産物の一部分にたいして請求権をもつことになる。他方では、土地所有者は自分の分け前をただ自分の土地所有にもとづいてのみではなく資本の貸し手としても要求する。」(P1029)

### 分割地所有

「さらに**分割地所有**。農民はこの場合には同時に彼の土地の自由な所有者であって、彼の土地は彼の主要な生産用具として現われ、彼の労働と資本とにとつての不可欠な従業場面として現われる。この形態では借地料は支払われない。したがって、地代は剰余価値の区分された形態としては現われない。……絶対地代は、生産物の価値のうち生産物の価格を超える超過分の実現されたものか、または生産物の価値よりも高い独占価格かを前提する(「絶対地代」のところへ——青山)……

このような、自営農民の自由な分割地所有という形態は、支配的な正常な形態としては、一方では古典的古代の最良の地代の社会の経済的基礎をなしており、他方では、近代の諸国民のもとで、封建的土地所有の解体から生まれてくる諸形態の一つとして見いだされる。イギリスのヨーマンリ [yeomanry]、スウェーデンの農民身分、フランスや西ドイツの農民がそれである。……

分割地所有は、その性質上、労働の社会的生産力の発展、労働の社会的な諸形態、資本の社会的な集積、大規模な牧畜、科学の累進的な応用を排除する。

……資本を土地価格に投ずることは、この資本を耕作から引きあげることになる。生産手段の無限の分散化、そして生産者そのものの無限の孤立化。人間力の莫大な浪費。生産条件がますます悪くなり生産手段が高くなって行くということは、分割地所有の必然的な法則である。(なにやら、日本のことを言われているようだ——青山)」(P1030-1034、ホームページ「温故知新」→「マルクス・エンゲルスの大事な発見」→「E、資本主義社会Ⅲ」の16-10を参照。)

### 以降、再び、「地代」とは何かにかえる

資本主義的生産様式のもとでの「地代」の意味を再確認し、前述の奴隷制を念頭において、「土地」と「奴隷」の共通性を「彼が奴隷を買ったという事情は、まだそれだけでは、彼が奴隷を搾取することを可能にはしない。この搾取は、彼が奴隷経営そのものにさらに別の資本を投ずることによって、はじめて彼にとって可能になるのである。」(P1036)と

いう。

続いて、「小さな土地所有の場合」の「生産そのものとは無関係な、土地の価格という要素」にかんして、「この場合には、生産者が自分の生産物の貨幣価格に依存するという資本主義的生産様式の不利が、資本主義的生産様式の不完全な発展から生ずる不利といっしょになるのである。農民は、自分の生産物を商品として生産することができるような条件なしに、商人となり産業家となるのである。(これも、なにやら、日本のことを言われているようだ——青山)」(P1040)ということ論証し、「どちらの形態(「小規模な耕作」と「大農業」のこと——青山)でも、土地を、共同的永久的所有として、入れ替わって行く人間世代の連鎖の手放すことのできない存在・再生産条件として、自覚的合理的に取り扱うことに代わって、地力の搾取や乱費が現れるのである。」ことを述べ、最後に、「(工業的に経営される大農業が——青山)農村でも工業的体制が労働者を無力にすると同時に、工業や商業はまた農業に土地を疲弊させる手段を提供する」ことを述べて「第四七章」を結んでいます。

## 「第四七章」のポイントと現代の私たちが留意すべき点

### 「第四七章」のポイント

#### 結論

一般に封建時代に近い著述家たちは、地代を剰余価値一般の正常な形態とみなしていた。重農学派にあっては、地代は、剰余価値が存在する唯一の形態だった。重農学派における正しい点は、剰余価値の生産、したがってまた資本の発達、事実上すべて農業労働の生産性にもとづいているということである。

地代が生ずるのは、資本主義的生産様式のもとの農業生産物の価格からではなくその量からであり、つまり社会的関係からではなく土地からである、という外観が、地代についての一つのまちがった見解を生む。

#### 労働地代

労働地代という最も簡単な形態での地代は、直接生産者が一週間の一部分では自分のものである労働用具(犁や家畜など)を用いて事実上自分のものである土地を耕作し、一週間の残りの日には領主の農地で領主のために無償で労働するという形態で支払われる。ここでは事態はまだまったく明瞭であって、地代と剰余価値とはここでは同じものである。利潤ではなく地代が、この場合に不払剰余労働を表わす形態である。

もし、彼らに直接に土地所有者として相対するものが、私的土地所有者ではなくて、アジアのように国家であるならば、地代と租税とは一致する。国家はここでは最高の領主である。この場合には私的土地所有は存在しない。といっても、土地の占有や用益は私的なものも公共的なものも存在するのではあるが。

奴隷制の社会と違って、夫役義務者または農奴の側で財産の、そして相対的に言えば富の、独立な発展が行なわれうる、或る程度の経済的発展の可能性、この可能性がここでは与えられているのである。

#### 生産物地代

労働地代の生産物地代への転化は、経済学的に言えば、地代が剰余価値または剰余労働の唯一の支配的な正常な形態だという地代の本質を、少しも変えるものではない。

しかし、生産物地代は、直接生産者のより高い文化状態、つまり彼の労働の、そして社会一般の、より高い発展段階を前提する。生産者が自分自身のために行なう労働と土地所有者のために行なう労働とは、もはや時間的にも空間的にもすぐわかるようには区分されていない。けれどもこの生産物地代は、やはり、現物経済を前提している。

この形態の地代の場合には、剰余労働を表す生産物地代は、けっして農村家族の全超過労働を汲み尽くすとはかぎらない。この直接生産者が彼自身また他人の労働を直接に搾取するための手段をすでに手に入れているということの可能性はある。

### 貨幣地代

ここで貨幣地代とは、生産物地代の単なる形態転化から生ずる地代のことである。

彼の生産物の一部分は商品に転化させられなければならない、商品として生産されなければならない。そこで、生産様式全体の性格が多かれ少なかれ変えられる。しかし、この種の地代の基礎はすでに解消に向かいつつあるとはいえ、この基礎は、まだ、出発点をなす生産物地代の場合と同じままである。直接生産者は、相変わらず、その土地の占有者であって、彼はその所有者である領主に、余分な強制労働、すなわち不払いの、無等価でなされる労働を、貨幣に転化した剰余生産物の形態で支払わなければならない。

しかし、貨幣地代は、剰余価値および生産条件所有者に支払われるべき不払剰余労働の正常な形態としての地代の、最後の形態であると同時にその解消の形態でもある。もし現実はこの地代のほかに利潤が生ずるとすれば、利潤が地代の制限なのではなく、逆に地代が利潤にとっての制限なのである。貨幣地代は、自由な農民所有への土地の転化か、または資本主義的生産様式の形態、すなわち資本家的借地農業者が支払う地代かに到達せざるをえない。現物地代の貨幣地代への転化は、さらに、無産の、貨幣で雇われる日雇労働者階級の形成を必然的に伴うだけではなく、これによって先行されさえもする。

土地所有者と現実に労働する耕作者とのあいだに資本家的借地農業者が介在するようになれば、古い農村的生産様式から生じたすべての関係は引き裂かれる。借地農業者は、これらの農耕労働者の現実の指揮者となり、彼らの剰余労働の現実の搾取者となるのであって、他方、土地所有者は、ただこの資本家的借地農業者にたいしてのみ直接関係をもち、しかも単なる貨幣・契約関係をもつのである。それとともに地代の性質もまた変わってくる。地代は剰余価値および剰余労働の正常の形態から、この剰余労働のうちの搾取資本家によって利潤の形で取得される部分を超える超過分になり下がる。

地代に代わって、今では利潤が剰余価値の正常の形態になり、地代は、剰余価値および剰余労働の正常の形態から、農業というこの特殊な生産部面に特有な剰余労働超過分に、つはわち、剰余労働のうちから資本が前もって当然自分に属するものとして要求する部分を超える超過分に、転化する。もはや土地ではなく、まさに資本こそが、今では農村労働をさえも自分と自分の生産性とのもとに直接に包摂してしまったのである。

### 分益農制

地代の本源的な形態から資本主義的な地代への過渡形態と見てよいものは分益農制である。

この場合には経営者(借地農業者)は彼の労働(自分のかまたは他人の)のほかに経営資本の一部分を提供し、土地所有者は土地のほかに経営資本の別の一部分(たとえば家畜)を提供し、生産物は一定の割合で借地人と土地所有者とのあいだに分割される。完全な資本主

義的経営が行なわれるためには、この場合には一方では借地農業者に十分な資本が欠けている。他方ではこの場合に土地所有者が得る分け前は地代の純粋な形態をもっていない。

一方では、借地人は自分の労働だけを充用するにせよ他人の労働をも充用するにせよ、労働者としての資格ではなく、労働用具の一部分の所有者としての資格、自分自身の資本家としての資格で、生産物の一部分にたいして請求権をもつことになる。他方では、土地所有者は自分の分け前をただ自分の土地所有にもとづいてのみではなく資本の貸し手としても要求する。

#### 分割地所有

農民はこの場合には彼の土地の自由な所有者であって、彼の土地は彼の主要な生産用具として現われ、彼の労働と資本とにとっての不可欠な従業場面として現われる。この形態では借地料は支払われない。したがって、地代は剰余価値の区分された形態としては現われない。

このような、自営農民の自由な分割地所有という形態は、支配的な正常な形態としては、一方では古典的古代の最良の地代の社会の経済的基礎をなしており、他方では、近代の諸国民のもとで、封建的土地所有の解体から生まれてくる諸形態の一つとして見いだされる。

分割地所有は、その性質上、労働の社会的生産力の発展、労働の社会的な諸形態、資本の社会的な集積、大規模な牧畜、科学の累進的な応用を排除する。資本を土地価格に投ずることは、この資本を耕作から引きあげることになる。生産手段の無限の分散化、そして生産者そのものの無限の孤立化。人間力の莫大な浪費。生産条件がますます悪くなり生産手段が高くなって行くということは、分割地所有の必然的な法則である。

#### 資本主義的生産様式のもとにおける土地の私有の矛盾

続いて、「小さな土地所有」の農民は、自分の生産物を商品として生産することができるような条件なしに、商人となり産業家となることによって、生産者は自分の生産物の貨幣価格に依存するという資本主義的生産様式の不利が、資本主義的生産様式の不完全な発展から生ずる不利といっしょになることを述べ、最後に、「小規模な耕作」と「大農業」のどちらの形態でも、資本主義的生産様式のもとでは、土地を共同的永久的所有として、入れ替わって行く人間世代の連鎖の手放すことのできない存在・再生産条件として、自覚的合理的に取り扱うのと違って、地力の搾取や乱費が現れることを指摘し、工業的に経営される大農業は、その工業的体制が農村労働者を無力にするとともに、工業や商業は農業に土地を疲弊させる手段を提供することを述べて、「第四七章」は結ばれています。

#### 現代の私たちが留意すべき点

『資本論』のこの「地代」の篇は、資本主義以前の搾取の仕組みと資本主義的生産様式のもとでの搾取の仕組みにおける「地代」の質的な違いを明らかにし、最後に、資本主義的生産様式のもとでの土地私有の不合理性を告発しています。

その中で、何やら、日本農業の現状を現すかのように、「生産手段の無限の分散化、そして生産者そのものの無限の孤立化。人間力の莫大な浪費。生産条件がますます悪くなり生産手段が高くなって行くということは、分割地所有の必然的な法則である」(P1034)ことや、また、「小さな土地所有の場合」の「生産そのものとは無関係な、土地の価格という要素」にかんして、「この場合には、生産者が自分の生産物の貨幣価格に依存するという資本主義的生産様式の不利が、資本主義的生産様式の不完全な発展から生ずる不利と

いっしょになるのである。農民は、自分の生産物を商品として生産することができるような条件なしに、商人となり産業家となるのである」(P1040)ということが述べられています。

同時に、資本主義的生産の特徴として、「資本主義的生産」は、社会のますます増大する一部分を直接的生産手段の生産から解放して、彼らを〔手のあいている人〕に転化させ、他の部面で利用できるようにすることが述べられています。

そして、資本主義的生産様式のもとでは、土地を共同的永久的所有として、入れ替わって行く人間世代の連鎖の手放すことのできない存在・再生産条件として、自覚的合理的に取り扱うのと違って、地力の搾取や乱費が現れることを指摘し、工業や商業が農業に土地を疲弊させる手段を提供することが述べられています。

これらを踏まえ、私たちは、資本主義的生産様式のもとの、農業特有の生産性の低さ、生産性の漸増性にもとづく農業経営の不利について、日本の「小さな土地所有」にもとづく農業経営の不利について、科学的社会主義の思想にもとづく正しい認識と明確な展望をもって、広く国民にアピールする必要があります。

なお、「この生産物地代の大きさは、労働条件の再生産、生産手段そのものの再生産をほんとうに危くし、生産の拡張を多かれ少なかれ不可能にし、直接生産者の生活手段を肉体的最低限度まで押し下げるほどになることもありうる。ことに、この形態が、征服者である商業国民、たとえばインドでのイギリス人のようなものに見つけられて利用される場合には、そうである。」(P1021)という文章は、帝国主義者のあくどさを鋭く描写していますが、今日でも、農業に限らず、「知財権」等を振りかざして帝国主義者による同様な行為が堂々と行なわれています。

※この章の『資本論』からの抜粋は、別添のこの「章」のPDFファイル及び[ホームページ](#)「温故知新」→「マルクス・エンゲルスの大事な発見」→「E、資本主義社会Ⅲ」の「16、農業」のPDFファイル「16-8 封建的生産様式の地代と資本主義的生産様式の地代」、「16-9 中世の都市と農村との関係」、「16-10 分割地所有の限界」及び「16-11 資本主義下の『小さな土地所有』と『大きな土地所有』の弊害」等を参照して下さい。